

○建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則第十条第七号の国土交通大臣
が定める者及び国土交通大臣が定める科目を定める件

(平成二十五年十一月二十一日)

(国土交通省告示第千百三十号)

改正 平成二七年 一月二九日国土交通省告示第一八八号

建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則（平成七年建設省令第二十八号）第十条第七号の規定に基づき、国土交通大臣が定める者及び国土交通大臣が定める科目を次のように定める。

建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則第十条第七号の国土交通大臣が定める者及び国土交通大臣が定める科目を定める件

登録資格者講習の講義を受講した者と同等以上の知識を有する者は、建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第十条の二の二第一項に規定する構造設計一級建築士とし、国土交通大臣が定める科目は、建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則第十条第三号の表の上欄に掲げる講習の種類に応じ、それぞれ建築物の耐震診断の総論及び例題演習とする。

附 則

この告示は、建築物の耐震改修の促進に関する法律の一部を改正する法律（平成二十五年法律第二十号）の施行の日（平成二十五年十一月二十五日）から施行する。

附 則 （平成二七年一月二九日国土交通省告示第一八八号）

この告示は、平成二十七年六月二十五日から施行する。